

国会公契第38号
国官技第317号
国北予第46号
令和5年2月28日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿

大臣官房
会 計 課 長
技術調査課長
北海道局
予 算 課 長
(公 印 省 略)

「総価契約単価合意方式の実施について」の一部改正について

総価契約単価合意方式については、「総価契約単価合意方式の実施について」
(平成28年3月14日付け、国地契第79号、国官技第360号、国北予第79号)により、
その実施要領を定め、運用してきたところである。

今般、後工事の請負契約を前工事の受注者と締結する工事において、前工事契約
後、後工事契約までに間接費の率式を改定した場合に対応するため、「総価契約単
価合意方式の実施について」を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用す
ることとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置さ
れたい。

記

(総価契約単価合意方式の実施についての一部改正)

「総価契約単価合意方式の実施について」(平成28年3月14日付け、国地契第79
号、国官技第360号、国北予第79号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規
定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前
欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

5. 契約書及び特記仕様書における記載事項

(1) (略)

(2) 特記仕様書における記載事項

本方式を適用する工事においては、土木工事共通仕様書第3編3-1-1-1（請負代金内訳書及び工事費構成書）第2項、第6項及び第7項の規定は適用しないものとする。この場合において、受注者は請負代金額及び工期にかかわらず工事費構成書の提示を求めることができるものとし、特記仕様書に次に掲げる事項を記載するものとする。

① 後工事が無い工事の場合の記載例

第◇条 総価契約単価合意方式について

(目的)

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

5. 契約書及び特記仕様書における記載事項

(1) (略)

(2) 特記仕様書における記載事項

本方式を適用する工事においては、土木工事共通仕様書第3編3-1-1-2（請負代金内訳書及び工事費構成書）第2項、第6項及び第7項の規定は適用しないものとする。この場合において、受注者は請負代金額及び工期にかかわらず工事費構成書の提示を求めることができるものとし、特記仕様書に次に掲げる事項を記載するものとする。

① 後工事が無い工事の場合の記載例

第◇条 総価契約単価合意方式について

(目的)

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-2の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

[注]：【】内は内訳書の提出を求めない場合に記入。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

② 後工事がある場合における前工事の場合
の記載例

第◇条 前工事及び後工事の関係にある工事における総価契約単価合意方式について

(目的)

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

7. 単価個別合意方式における請負代金額の変更
請負代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された単価を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔5. (1)②の契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下の(1)から(3)までに留意するものとする。

② 後工事がある場合における前工事の場合
の記載例

第◇条 前工事及び後工事の関係にある工事における総価契約単価合意方式について

(目的)

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。

(共通仕様書第3編3-1-1-2の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

[注]：【】内は内訳書の提出を求めない場合に記入。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

7. 単価個別合意方式における請負代金額の変更
請負代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された単価を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔5. (1)②の契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下の(1)から(3)までに留意するものとする。

(1) 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 契約書第25条第1項第2号及び第3号に掲げる場合は、変更前の細別（レベル4）の合意比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。）に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、変更前の当該工種（レベル2）の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び新規に細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。

9. 包括的単価個別合意方式における請負代金額の変更

請負代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔5. (1)②の契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下の(1)から(3)までに留意するものとする。

(1) 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき積算するものとする。単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 契約書第25条第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、変更前の細別（レベル4）の合意比率（官積算単価に対する合意単価

(1) 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 契約書第25条第1項第2号及び第3号に掲げる場合は、細別（レベル4）の比率（変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。）に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び新規に細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。

9. 包括的単価個別合意方式における請負代金額の変更

請負代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔5. (1)②の契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下の(1)から(3)までに留意するものとする。

(1) 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき積算するものとする。単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 契約書第25条第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、細別（レベル4）の比率（変更前の官積算単価に対する合意単価の

の比率をいう。以下この項において同じ。)に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。

- ・ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、変更前の当該工種（レベル2）の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。

10. 後工事の予定価格の積算

(1) 当初契約の予定価格

後工事の当初契約における予定価格の積算は、以下の内容で実施することとする。

- ① 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、前工事の単価合意書に記載の単価を補正（発注時期の違いによる機械経費、労務費、材料費等の価格変動の補正）したものを基に積算するものとする。

また、前工事の単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 前工事の既存の細別（レベル4）に、前工事とは施工条件が異なるものが追加された場合は、前工事の細別（レベル4）の合意比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。）に後工事の官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 前工事の既存の工種（レベル2）に新たに種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、前工事の当該工種（レベル2）の合意比率に後工事の官積算単価を乗じて積算するものとする。

比率をいう。以下この項において同じ。)に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。

- ・ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。

(新設)

- ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、後工事の官積算単価にて積算するものとする。

② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象額（7.（2）の対象額をいう。以下同じ。）に、前工事の対象額に対する合意金額の比率及び前工事の積算基準書の率式を利用した低減割合並びに積算基準書の率式の改定に伴う調整率を乗じて算出するものとする。

(2) 変更契約の予定価格

後工事の変更契約の予定価格の積算においては、7.（1）（2）及び9.（1）（2）に代えて、以下の内容で実施することとする。

① 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、後工事の単価合意書に記載の単価に基づき積算するものとする。後工事の単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 契約書第25条第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、変更前の細別（レベル4）の合意比率に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、変更前の当該工種（レベル2）の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。

② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象

額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合並びに積算基準書の率式の改定に伴う調整率を乗じて算出するものとする。

11. 印紙税の取扱い

単価合意書は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第2号に掲げる請負に関する契約書で契約金額の記載のないものに該当するとされていることから、電磁的記録以外の方法により作成する場合、200円の収入印紙の貼付が必要となることに留意するものとする。

別 添

単 価 表

工事区分・工種・種別・細別	(略)
(略)	(略)
<u>現場環境改善費</u> （率計上）	(略)
(略)	(略)

※各項目の単価の費用内容は、新土木工事積算大系用語定義集によるものとする。

なお、本単価表に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び本単価表に記載のない細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、変更時の価格を基礎として協議する。

10. 印紙税の取扱い

単価合意書は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第2号に掲げる請負に関する契約書で契約金額の記載のないものに該当するとされていることから、電磁的記録をもって作成される場合を除き、200円の収入印紙の貼付が必要となることに留意するものとする。

別 添

単 価 表

工事区分・工種・種別・細別	(略)
(略)	(略)
<u>イメージアップ</u> （率計上）	(略)
(略)	(略)

※各項目の単価の費用内容は、新土木工事積算大系用語定義集によるものとする。

なお、本単価表に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び本単価表に記載のない細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、変更時の価格を基礎として協議する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から適用する。